

堺市と西日本旅客鉄道株式会社との包括的連携協定書

堺市（以下「甲」という。）と西日本旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、堺市内の地域と鉄道の持続的発展に関して、以下のとおり包括的な連携と協力に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に情報や意見の交換に努め、協働により取り組むことが可能な案件について緊密に連携し協力することにより、堺市内の地域及び鉄道の持続的発展を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 観光・文化の振興に関すること。
- (2) 駅を中心としたまちづくりやアクセス改善に関すること。
- (3) 地域の安全・安心の確保と暮らしの向上に関すること。
- (4) 百舌鳥・古市古墳群のPR等に関すること。
- (5) その他、地域と鉄道の持続的発展に関すること。

（個別の協議）

第3条 甲及び乙は、前条に掲げる個別の案件を協働により推進することについて合意したときは、具体的な内容、実施方法、役割分担その他必要となる事項について協議の上、別途取り決めるものとする。

（協定の変更）

第4条 甲及び乙は、そのいずれかから、この協定の内容について変更を申し出たときは、その都度協議の上、変更するものとする。

（期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は、協働による取組に当たって知り得た情報を甲又は乙の承認を得ないで第三者に漏らしてはならない。

(その他)

第7条 甲及び乙は、この協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

以上、この協定の締結の証として、本通2通を作成し、甲及び乙それぞれ署名捺印の上、各1通を保有する。

平成29年8月29日

甲 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市 堺市長

(自署)

乙 大阪市阿倍野区松崎町1丁目2番12号

西日本旅客鉄道株式会社

執行役員 近畿統括本部大阪支社長

(自署)